

平成28年～

農地を所有できる法人の要件緩和  
所有者不明農地の利用の促進

- ◎農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年）
- ◎「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次地方分権一括法）（平成27年）
- ◎「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（平成30年）
- ◎「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年）

●農地法の改正

【農地を所有できる法人の制度】

- ・名称を農業生産法人から農地所有適格法人に変更
- ・農外の議決権を2分の1未満まで緩和し、理事等の農作業常時従事も1人以上まで緩和

【農地転用への意見】

- ・知事等の転用許可に際して農業委員会からの意見送付を法定
- ・農業委員会が意見を述べるにあたり30a超の場合には都道府県機構の意見を聴くことを法定

【農地転用の権限移譲】

- ・4ha超の農地転用許可権限を国から都道府県知事又は指定市町村の長へ移譲

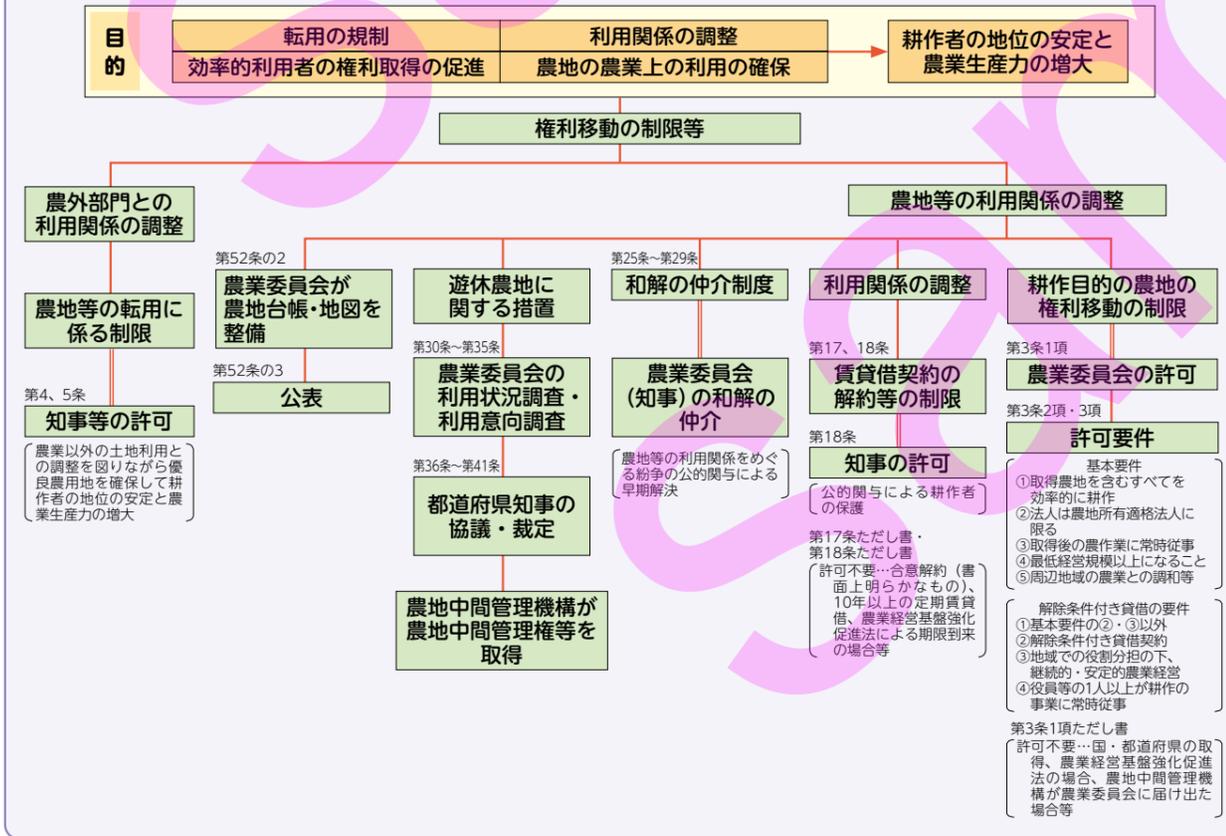
【相続未登記農地等の利用促進】

- ・農業委員会の探索、公示により相続人1人でも所有者不明農地を中間管理機構に貸付け可能に
- ・底面がコンクリート等の農作物の栽培施設を農地に設置しても農地転用に該当しない旨の取扱い

【農地転用の不許可要件】

- ・地域の担い手への農地集積に支障を及ぼす場合等を農地転用の不許可要件に追加

農地法の構成



農業委員会研修テキストシリーズ 2

農地法



農業委員会研修テキストシリーズ 2

農地法

令和3年11月 定価480円（本体437円+税10%）

編集・発行 全国農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人 全国農業会議所 東京都千代田区二番町9-8 (中央労働基準協会ビル2F) 電話 03 (6910) 1131

ISBN978-4-910027-51-7 C2061 ¥437E

©2021 全国農業会議所 ※転載・複製を禁じます 引用の際は本書が出典であることを必ず明記してください。

全国農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人 全国農業会議所 都道府県農業委員会ネットワーク機構 都道府県農業会議

## はじめに

農業委員会は、農業委員会法で位置づけられた法律にもとづく業務を担っています。

とりわけ、農地法にもとづく業務は農地行政を担う農業委員会業務の中核をなすものです。農地の権利移動の許可申請に関する審議や農地の利用状況調査、遊休農地所有者等への意向調査等が含まれます。

平成27年の農地法改正では、4haを超える農地転用許可権限が国から都道府県知事等へ権限移譲されたほか、従来の農業生産法人制度については、農地所有適格法人へと名称が変更となり、議決権要件や役員・農作業従事要件も緩和されるなどの改正が行われました。また、平成30年の農地法改正では「農作物栽培高度化施設」の設置に当たって、農地をコンクリート等で覆う行為を農地転用に該当しないものとして取り扱えるよう規定が整備されました。令和元年の農地法改正では、農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等が追加されました。

農地制度を担う農業委員会組織についても、平成27年に農業委員会法が改正され、農業委員の選出方法が見直されたほか、新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。

本テキストでは、これら制度改正の内容を反映した改訂を行っています。農業委員・推進委員、農業委員会事務局の皆さんが、新たな制度についての理解を深めていただき、その役割を十分に果たすためにお役立て頂ければ幸いです。

全国農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人 全国農業会議所）

農業委員会  
研修テキストシリーズ

## ② 農地法

（※本文中の農地法の条項は、令和3年4月時点のものを記載しています。）

### 目次

1 農地制度・農地法の目的と概要	2
2 農地法による農地の権利移動の制限	6
3 相続等の届出制度及び相続未登記農地の貸付け	16
4 農地所有適格法人制度	18
5 農地転用許可制度	22
6 農地の利用状況調査等の遊休農地に関する措置	28
7 農地の賃貸借の解約等	33
8 農地の権利関係の調整等に関する制度	34
9 和解の仲介	35
10 農地台帳・地図の整備と公表	36
11 巻末資料	37

# 1 農地制度・農地法の目的と概要

## 1 農地制度・農地法の目的

農地制度は、農地を取り巻く状況に対応して、①**農地の効率的な利用**、②**優良農地の確保**、③**新たな農地ニーズへの対応**、という基本的な考え方に基づいて整備されてきました。

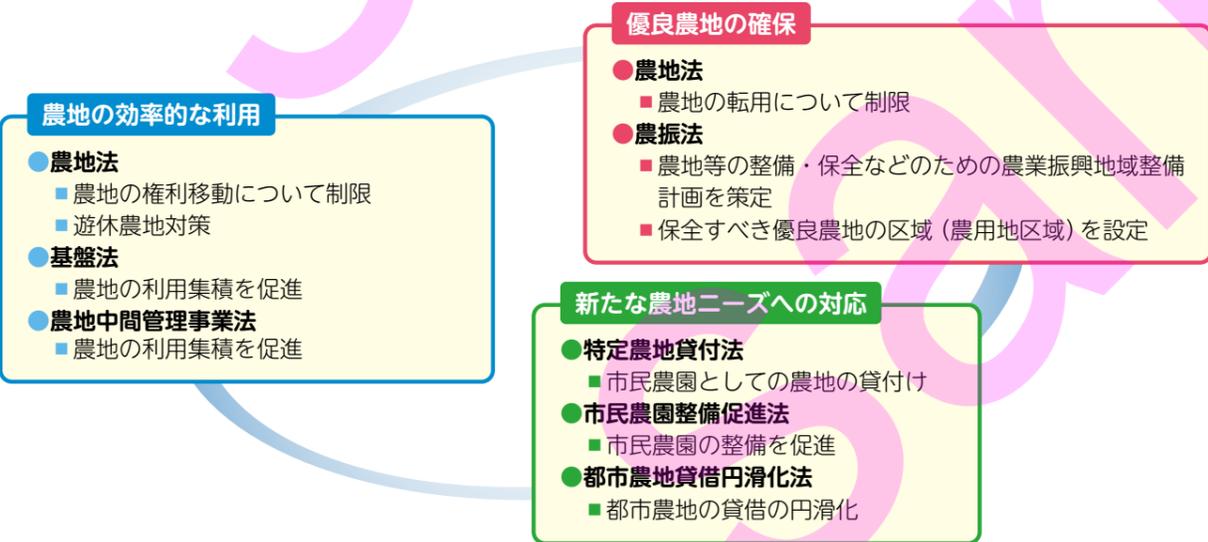
### (1) 農地制度は3つの法律が軸

法体系としては①**農地法**

②**農業経営基盤強化促進法（基盤法）**

③**農業振興地域の整備に関する法律（農振法）**

の3つの法律を中心としつつ、**農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業法）**が、農地利用集積の仕組みとして設けられています。



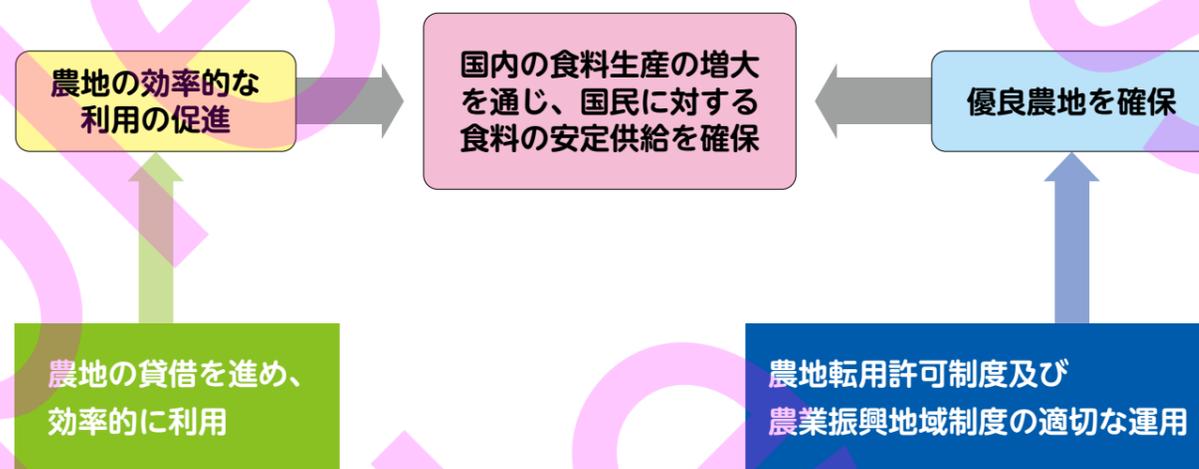
### (2) 根幹をなす農地法

とりわけ農地制度の根幹である農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとともに、農地転用を規制する内容となっています。

#### 農地法の目的（農地法第1条）

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、①農地を農地以外のものとするこの規制、②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進、③農地の農業上の利用を確保するための措置の実施、により、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを基本的な考え方としています。

### 農地法の考え方（イメージ）



#### 農地の権利を有する者の責務

「農地の所有権または賃借権等を有する者は農地について、適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の責務規定が設けられています（農地法第2条の2）。これは、平成21年12月の農地法改正により、農地法の基本的な考え方が「農地はみずから所有することが最も適当」→「農地の効率的な利用」へ変わったことに伴い、同改正で農地の貸し借りによる利用が進むことを想定して責務規定が設けられました。

## 2 農地制度の概要

### (1) 農地法の概要

制定	昭和27年
目的	「農地法の目的（農地法第1条）」（2ページ参照）
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進する<b>農地の権利移動の許可制度等</b></li> <li>農地転用を規制する<b>農地転用許可制度</b></li> </ul>